

②家財道具等処分補助



空き家の利活用の促進を図るため、市内の一般廃棄物処理業者で
空き家の家財道具等を処分する費用の一部を補助します

補助額等

家財道具の処分に要する費用
(補助限度額:5万円, 補助率:1/2)

※予算に限りがあるため、補助申請の前にご相談ください

対象空き家

空き家を所有又は購入する者で、家財道具等を処分した
後に活用(居住又は空き家バンクへ登録)する者

補助対象者

空き家の所有者(法人は除く。)又は相続人

提出書類

事業実施前

- ①交付申請書
- ②家財道具等の処分に係る見積書(写し)
- ③現在の家屋及び家財道具等の状況写真
- ④空き家の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ⑤市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑥その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

事業完了時

- ①事業実績書
- ②処分費の領収書(写し)
- ③家財道具等の処分前・後の写真
- ④住民票(居住)又は、空き家バンク登録
申請書の写し

条件

江田島市に登録された空き家であること
家財道具等の処分は、必ず江田島市内の
一般廃棄物処理業者で行うこと
家財道具等の処分後は、居住又は空き家
バンクに登録すること

注意点

申請前に事業に着手されていた場合は、補助
の対象となりません
実績報告は3月10日まで

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647